

各 位

会 社 名 新 晃 工 業 株 式 会 社 代表取締役社長 武 田 昇 三 (コード番号 6 4 5 8 東証第一部) 間合せ先 ^{取締役兼専務執行役員} 津 澤 勲 T E L (03) 5640-4159 (06) 6367-1811

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月25日開催の取締役会において、監査等委員会への移行を決定し、平成28年6月28日開催予定の当社第67回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事 に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成27年5月1日施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社におきましては、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、このたび監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 67 回定時株主総会におきまして、必要な定款変更について ご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行するため、監査役会および監査役に関する規定の削除、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびにその他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)定款変更の効力発生日平成 28 年 6 月 28 日 (火曜日)

以上

現行定款

第1章 総則

第1条~第3条(条文省略)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会

4. 会計監査人

第5条(条文省略)

第2章 株式

第6条~第11条(条文省略)

第3章 株主総会

第 12 条~第 18 条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 ①取締役は、株主総会において選任す る。

②~③ (条文省略)

(取締役の任期)

了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとす る。

(新設)

(新設)

変更案

第1章 総則

第1条~第3条(現行どおり)

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほ か、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

第5条(現行どおり)

第2章 株式

第6条~第11条(現行どおり)

第3章 株主総会

第12条~第18条(現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 ①当会社の取締役(監査等委員である 取締役を除く。)は、10名以内と する。

> ②当会社の監査等委員である取締役 は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 ①取締役は、監査等委員である取締役 とそれ以外の取締役とを区別して 株主総会において選任する。

②~③ (現行どおり)

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 | 第21条 ①取締役(監査等委員である取締役を 除く)の任期は、選任後1年以内に 終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時 までとする。

- ②監査等委員である取締役の任期は、 選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時 株主総会終結の時までとする。
- ③任期の満了前に退任した監査等委員 である取締役の補欠として選任さ れた監査等委員である取締役の任 期は、退任した監査等委員である取 締役の任期の満了する時までとす る。

現行定款

(代表取締役および役付取締役)

第22条 ①取締役会は、その決議によって、取 第22条 ①取締役会は、その決議によって、監 締役会長1名、取締役社長1名、取 締役副会長、取締役副社長、専務取 締役、常務取締役、取締役最高顧問 および取締役相談役若干名を選定す ることができる。

② (条文省略)

③取締役社長のほか、取締役会は、そ の決議によって、当会社を代表する 取締役を選定することができる。

第23条(条文省略)

(新設)

第24条(条文省略)

(取締役会の招集手続)

- 第25条 ①取締役会の招集通知は、会日の2日 前までに各取締役および各監査役に 対して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - ②取締役および監査役全員の同意が あるときは、前項の招集手続を経な いで取締役会を開催することがで

第 26 条~第 27 条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領お よび結果ならびにその他法令で定め る事項を議事録に記載し、出席した取 締役および監査役がこれに記名捺印 する。

(条文省略) 第 29 条

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

変更案

(代表取締役および役付取締役)

- 査等委員である取締役以外の取締 役の中から取締役会長1名、取締役 社長1名、取締役副会長、取締役副 社長、専務取締役、常務取締役、取 締役最高顧問および取締役相談役 若干名を選定することができる。
 - ② (現行どおり)
 - ③取締役社長のほか、取締役会は、そ の決議によって、監査等委員である 取締役以外の取締役の中から当会社 を代表する取締役を選定することが できる。

第23条(現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6 項の定めるところに従い、取締役会の 決議でもって、同条第5項に定める事 項以外の重要な業務執行の決定の全 部または一部を取締役に委任するこ とができる。

第25条(現行どおり)

(取締役会の招集手続)

- 第26条 ①取締役会の招集通知は、会日の2日 前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
 - ②取締役全員の同意があるときは、前 項の招集手続を経ないで取締役会 を開催することができる。

第27条~第28条(現行どおり)

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事は、その経過の要領お よび結果ならびにその他法令で定め る事項を議事録に記載し、出席した取 締役がこれに記名捺印する。

第 30条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。 ただし、監査等委員である取締役の報 酬等は、それ以外の取締役の報酬等と 区別して株主総会の決議によって定 める。

mt /	***
現行定款	変更案
第 <u>31</u> 条 (条文省略)	第 32 条(現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役の員数)	分
第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法)	(13/8/1)
第33条 ①監査役は、株主総会において選任す	(削除)
5.	(111647)
②監査役の選任決議には、議決権を行	
使することができる株主の議決権の	
3分の1以上を有する株主が出席	
し、その議決権の過半数をもって行	
<u> </u>	
(監査役の任期)	
第34条 ①監査役の任期は、選任後4年以内に	(削除)
終了する事業年度のうち最終のもの	
に関する定時株主総会終結の時まで	
<u>とする。</u>	
②任期の満了前に退任した監査役の	
補欠として選任された監査役の任	
期は、退任した監査役の任期の満了	
<u>する時までとする。</u>	
(常勤の監査役)	
第35条 監査役会は、その決議によって常勤の	(削除)
監査役を選定する。	
(監査役会の招集手続)	
第36条 ①監査役会の招集通知は、会日の2日	(削除)
前までに各監査役に対して発する。た	
だし、緊急の必要があるときは、この	
期間を短縮することができる。	
②監査役全員の同意があるときは、前	
項の招集手続を経ないで監査役会を	
開催することができる。	
(監査役会の決議) 第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め	(削除)
ある場合を除き、監査役の過半数をもっ	(月月休)
のる場合を除さ、監査权の過十級をもつ て行う。	
(監査役会の議事録)	
第 38 条 監査役会の議事は、その経過の要領お	(削除)
よび結果ならびにその他法令で定める	(Hillar)
事項を議事録に記載し、出席した監査役	
がこれに記名捺印する。	
W C401-18-11 M(1-) - W0	
/EL-本公, △ 4F.10 \	
(監査役会規程)	(光月15人)
第39条 監査役会に関する事項については、法	(削除)
令または定款に定めあるもののほか監査	
役会で定める「監査役会規程」による。	
(監査役の報酬等) 第40条 既本犯の規劃等は、 株主総合の沈業に	(出版)
第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議に	(削除)
よって定める。	

現行定款	変更案
(社外監査役の責任限定契約)	
第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規	(削除)
定により、社外監査役との間に、任務を	
念ったことによる損害賠償責任を限定	
する契約を締結することができる。ただ	
し、当該契約に基づく責任の限度額は、	
法令の規定する額とする。	
<u> </u>	(常勤の監査等委員)
(新設)	第33条 監査等委員会は、その決議によって常
(VIII)	勤の監査等委員若干名を選定すること
	ができる。
	(監査等委員会の招集手続)
(新設)	第34条 ①監査等委員会の招集通知は、会日の
(77184)	2日前までに各監査等委員に対して
	発する。ただし、緊急の必要がある
	ときは、この期間を短縮することが
	できる。
	②監査等委員全員の同意があるとき
	は、前項の招集手続を経ないで監査
	等委員会を開催することができる。
	<u>・ ・ </u>
(新設)	<u>へ </u>
(利収)	は、法令または定款に定めあるものの
	ほか監査等委員会で定める「監査等委
	<u>員会規程」による。</u>
姓 c 辛 司 竺	公○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
第6章 計算	第6章 計算
第 <u>42</u> 条~第 <u>45</u> 条(条文省略)	第 <u>36</u> 条〜第 <u>39</u> 条(現行どおり)
(新設)	附則
(A) I B C)	(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)
	第1条 第67期定時株主総会終結の前の社外監
	査役(社外監査役であったものを含む。)
	の行為に関する会社法 423 条第1項の
	責任を限定する契約については、なお、
	従前の例による。
	<u> </u>